

静岡県工業技術研究所公的研究費不正使用防止計画

平成 27 年 4 月 1 日

1 目的

静岡県工業技術研究所（以下「研究所」という。）において、研究費の適正な使用を徹底するため、「静岡県工業技術研究所における競争的研究資金等の管理・監査に関する要領（以下「要領」という。）」に基づき、不正防止計画を策定し、実施する。

2 運営管理体制

(1) 最高管理責任者：所長

研究所全体を統括し、競争的研究資金等の管理及び運営について最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者：企画調整部長、工業技術支援センター長

最高管理責任者を補佐し、所管する本所又は工業技術支援センターの競争的研究資金等の管理及び運営について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

(3) コンプライアンス推進責任者：研究統括監、研究調整監

統括管理責任者の指示の下、所管する科等の競争的研究資金等の管理及び運営について、統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

(4) 不正防止計画推進部署：企画調整部

ア 競争的研究資金等の不正防止計画の推進に関する部署を企画調整部とし、責任者（以下「防止計画推進者」という。）を置く。

イ 防止計画推進者は、不正を発生させる要因を体系的に整理、評価するとともに、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、実施する。

ウ 最高管理責任者は、不正防止計画の進捗管理を行うものとする。

3 不正防止計画

(1) 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	防止計画
○不正防止についての責任体制が不明確 ○時間の経過や人事異動により、責任意識が低下	○所内会議等において、随時責任体系を確認するとともに、責任者とその責任範囲や権限についてホームページで公開することにより責任を再確認させる。 ○人事異動となった場合は、後任者に十分な引継ぎを行う。

(2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	防止計画
<p>○競争的研究資金等の使用ルールとその運用の乖離や誤った運用</p>	<p>○コンプライアンス推進責任者、総務・企画部門（総務課、総務課分室、企画調整部及び技術支援担当）は、ルールの運用実態の把握に努める。</p> <p>○ルールと運用の乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で、ルール変更を含めた対策を講じる。</p>
<p>○コンプライアンスに対する関係職員の意識が希薄</p> <p>○研究費が税金によってまかなわれているという意識の欠如</p>	<p>○要領の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。</p> <p>○関係職員の意識向上等を目的とした、コンプライアンス検定、科等所属意見交換会及び経理研修会を実施して理解を深めさせる。</p> <p>○競争的研究資金等の運営・管理に直接関わる職員から不正使用を行わない旨の誓約書の提出を求める。</p>

(3) 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	防止計画
<p>○年度末に予算執行が集中する等、執行の特定時期への偏りや計画性の無い執行</p>	<p>○コンプライアンス推進責任者及び科長は、随時研究予算の進捗状況の把握し、適正な執行に留意する。</p> <p>○総務・企画部門は、情報を共有して、予算の執行状況を把握するとともに、必要に応じて研究代表者等を指導する。</p>
<p>○研究遂行に必要なと思われる物品の購入</p>	<p>○コンプライアンス推進責任者及び科長は、物品購入の目的や必要性を確認する。</p> <p>○総務課は、納品時に疑義が生じた物品については、発注者に購入目的等の確認を行う。</p>
<p>○換金性の高い物品の購入</p>	<p>○換金性の高い物品（パソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ及び録画機器等）は競争的研究資金等で購入したことを明示するほか、保管場所が分かるように適切に管理する。</p>

不正発生要因	防止計画
<p>○研究遂行に必要なと思われの出張</p> <p>○旅費の不適切な積算</p>	<p>○コンプライアンス推進責任者及び科長は、出張の目的、内容及び必要性を確認する。</p> <p>○総務・企画部門は、出張後、復命内容を確認して疑義が生じた場合は、出張者に目的、内容及び出張先の確認等を行う。</p> <p>○総務課は、必要な場合は出張先や宿泊先に、照会や事実確認を行う。</p>
<p>○データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分</p>	<p>○特殊な役務については、発注者、検収者のほか、当該役務に関する知識を有する者を立ち合わせて確認を行う。</p>
<p>○有形の成果物がある場合の確認が不十分</p>	<p>○有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行うとともに、必要に応じて当該成果物に関する知識を有する者が確認を行う。</p>
<p>○関係職員と取引業者が必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展</p>	<p>○要領に基づき、競争的研究資金等に関する物品を扱う業者から必要に応じて誓約書の提出を求める。</p> <p>○コンプライアンス検定、科等所属意見交換会及び経理研修会を実施して、関係職員に業者との関わり方を確認させる。</p>

(4) 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	防止計画
<p>○告発等窓口が分かりにくいため、不正が潜在化</p>	<p>○告発等窓口を企画調整部長とし、ホームページ等で内外に周知をする。</p>
<p>○要領等使用ルールに関する理解不足</p>	<p>○研究代表者等に個別に制度の説明を行う。</p> <p>○コンプライアンス検定、科等所属意見交換会及び経理研修会を実施して理解を深めさせる。</p> <p>○所内会議等を通じて、関係職員にコンプライアンスの指導を行う。</p>

(5) モニタリングの在り方

不正発生要因	防止計画
○不正使用防止を目的とした検証やモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	○総務・企画部門が連携して、不正使用防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。
○内部監査の効果的な実施	○内部監査に関する内規に基づき、内部監査を定期的、臨時的に行い実施把握に努める。 ○内部監査において研究者代表者等へのヒアリング等を積極的に実施する。 ○必要に応じて、抜き打ちや納品後の物品等の現物確認などのリスクアプローチ監査を実施する。
○新たなリスクの発生などに対する、現行の管理・運営体制及び不正防止計画の不備	○不正防止計画推進部署(企画調整部)は、不正を発生させる要因を体系的に整理、評価するとともに、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、実施する。 ○監査責任者は、研究所における競争的研究資金等の運営・管理体制について検証を行う。
○国等の制度変更により、要領や不正防止計画等の未対応部分の発生	○不正防止計画推進部署(企画調整部)は、国等の動向や情報の収集に努め、必要な対応を行なう。